

ひろしまナイチンゲール賞（知事表彰）要領

平成 8 年 4 月 16 日知事決裁

改正：平成 13 年 4 月 13 日知事決裁（表彰基準改正）

改正：平成 14 年 4 月 18 日知事決裁（要領一部改正）

1 目的

看護の向上のために尽力し、社会的功績が顕著な者を表彰してその功労に報いるとともに、看護職員の志気の高揚や看護職員のイメージアップを図り、保健・医療・福祉の向上に資することを目的とする。

2 表彰者

広島県知事

3 表彰の時期及び場所

毎年「看護の日」を含む看護週間の記念大会

4 被表彰者数

5 人程度

5 被表彰者

看護職員に限らず、看護の向上に関する功績があり、かつ将来、看護の発展に貢献が期待できる者。

6 表彰基準

別に定める表彰基準による。

7 候補者の推薦

候補者の推薦は、市町長、看護教育機関の長及び関係団体の長が、表彰基準に基づき、推薦調書により行う。

8 表彰基準に基づき、知事が審査し、被表彰者を決定する。

表 彰 基 準

1 被表彰者は、看護のために尽力し、社会的貢献が顕著で将来にわたって看護の発展に貢献できると認められた者のうち、次のいずれかに該当する 60 歳以上の者とする。

ただし、功績が特に顕著である者については年齢は問わない。

- (1) 特別な事業、調査研究、ユニークな活動で、看護に関する顕著な功績があった者
- (2) 震災等特別な状況下における看護活動で、顕著な功績があった者
- (3) 看護分野における国際的な活動で、顕著な功績があった者
- (4) 看護業務の改善、看護技術の向上について顕著な功績があった者
- (5) 看護職員の指導育成について、顕著な功績があった者
- (6) 看護行政の推進に寄与し、顕著な功績があった者
- (7) 公衆衛生分野において、顕著な功績があった者
- (8) 看護に対する深い理解をもち、看護職員が円滑に業務が遂行できる環境整備を行うなど看護現場の効率化・業務改善に顕著な功績があった者
- (9) 山間へき地、離島などの職場で永年看護業務に従事した者

2 過去において、看護に関する功績による褒章、大臣表彰又は知事表彰を受けた者、及び県民感情に反するような非行を行った者は表彰の対象としない。

また、国及び地方公共団体の職員であった者についても、その功績が特に顕著である場合を除き、表彰の対象としない。